

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内（再送） 受給には手続きが必要です

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

支給対象者に該当するため、同封の支給要件確認書を今年1月に送付していましたが、提出がまだありません。下記の「給付金の支給手続き」をご確認の上、提出願います。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市が**確認書**を受理した日から
約1ヶ月が目安です

給付金の支給手続き

令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

同封の**確認書**の中身を確認して、返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと
- ③世帯の中に、住民税課税所得があるのに未申告者がいないこと



「原油価格高騰対策助成金」を併せて支給します。

原油価格の高騰により経済的影響を受けている世帯に対し、経済的負担の軽減を図るため、灯油等購入費の一部を助成するものです。

- 支給額は、1世帯あたり5千円です。
- **申請は不要**です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金10万円と合わせて口座に振込みます。
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が支給されない場合、原油価格高騰対策助成金も支給されませんのでご注意ください。

確認書の記載例は裏面をご確認ください。

確認書の記載例

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（再送）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和3年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、この支給要件確認書を今年1月に送付しておりましたが、提出がまだありません。

以下の内容を確認して、令和4年7月末までに、返送願います。

定額給付金の振込口座を記載しています。空欄の場合または変更する場合、下記受取口座記入欄に記載してください。

支給方法 口座振込
支給日 確認書を受領した日から○日後（例）
支給口座 ○○銀行 ○○支店 普通 ****000（口座名義）
支給額 100,000円

確認書を1カ月以内に返送されない場合、辞退とみなされます。

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（）にレを入れてください）

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
 ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

他の親族等の扶養を受けており、本支給金の対象に該当しない場合も、この欄に×印をご記入ください。

※①・②の双方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。）

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	多賀城太郎	確認日	令和	4年	6月	○日	連絡先電話番号	×××-×××-×××
-------	-------	-----	----	----	----	----	---------	-------------



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

多賀城市保健福祉部社会福祉課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

022(368)1141

受付時間 平日8:30~17:15